

令和4年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計48件（予算議案4件・条例議案10件・一般議案25件・道路議案2件・人事議案7件）

《予算議案》

議案第145号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第9号）

議案第146号 令和4年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第147号 令和4年度さいたま市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第148号 令和4年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第2号）

《条例議案》

議案第149号 さいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部行政透明推進課）

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、さいたま市情報公開条例ほか2条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市情報公開条例の一部改正
 - ・ 行政情報の開示請求における不開示情報について、行政機関等匿名加工情報等を加えるとともに、その他規定の整備を行うもの。
- 2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
 - ・ 設置に係る規定等の根拠法令等について、規定の整備を行うもの。
- 3 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正
 - (1) 設置に係る規定等の根拠法令等について、規定の整備を行うもの。
 - (2) 審議会が審議し、答申する事項として特定個人情報保護評価書について意見を聴くこととされた事項等を加えるもの。

（施行期日） 令和5年4月1日

議案第150号 さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

（所管課所・総務局総務部行政透明推進課）

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体における個人情報等の取扱いに関する規律を法で規定することとなったことに伴い、さいたま市個人情報保護条例の全部改正を行うもの。

（内容）

- 1 個人情報取扱事務等の届出
 - ・ 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、従前どおりあらかじめ名称等を市長に届け出なければならないこと等とするもの。
- 2 個人情報保護管理者の設置
 - ・ 実施機関は、個人情報等の取扱いを適正に行うため、従前どおり個人情報保護管理者を定めなければならないこととするもの。
- 3 条例により開示することとする情報
 - ・ 開示請求が行われた際、法で原則不開示とすることとされている公務員等の氏名を、さいたま市情報公開条例との整合を図るため、従前どおり開示することとするもの。

4 開示請求における手数料等

- ・ 現行の個人情報に対する開示請求の制度を維持するため、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用は実費を負担することとするもの。

5 開示決定等の期限

- ・ 現行の個人情報に対する開示請求の制度を維持するため、開示決定等の期限を、請求があった日の翌日から起算して14日以内とするもの。

6 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、国の行政機関と同額とするもの。

7 審議会への諮問

- ・ さいたま市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項を規定するもの。

8 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部改正

- ・ 条例で引用している条項等を整備するもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第151号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 市議会議員の期末手当の年間支給月数の引上げ
- ・ 期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.30月分(現行3.25月分)とするもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第152号 さいたま市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 市長等の期末手当の年間支給月数の引上げ
- ・ 期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.30月分(現行3.25月分)とするもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第153号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

令和4年の市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 勤勉手当の年間支給月数の引上げ

- (1) 再任用職員以外の職員（特定管理職員を除く。）の勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、2.00月分（現行1.90月分）とするもの。
- (2) 再任用職員以外の職員（特定管理職員に限る。）の勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、2.40月分（現行2.30月分）とするもの。
- (3) 再任用職員（特定管理職員を除く。）の勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、0.95月分（現行0.90月分）とするもの。
- (4) 再任用職員（特定管理職員に限る。）の勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、1.15月分（現行1.10月分）とするもの。

2 給料表の改定

- ・ 給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

3 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数の引上げ

- ・ 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.30月分（現行3.25月分）とするもの。

4 適用

- ・ 2については令和4年4月1日から、1及び3については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第154号 さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

電子申請の利用促進及びマイナンバーカードの普及促進を図る観点から、電子情報処理組織を使用する方法により、市税に係る証明の申請等を行う場合の手数料を減額等するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の減額等

- (1) 市税に係る証明の手数料等について、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合の金額を「300円」から「200円」にするもの。
- (2) 端末機で市税に係る証明書の交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合で端末機による交付以外の交付を受けるときは、手数料の額を端末機による方法で交付を受ける場合の金額と同額とするもの。

(施行期日) 令和5年1月4日

議案第 155号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民局区政推進部)

電子申請の利用促進及びマイナンバーカードの普及促進を図る観点から、端末機による方法により、戸籍の謄本等の交付を受ける場合の手数料を減額等するため、所要の改正を行うもの。
(内容)

- ・ 手数料の減額等
 - (1) 戸籍の謄本等の交付手数料について、端末機による方法により交付を受ける場合の金額を「450円」から「350円」にするもの。
 - (2) 戸籍の謄本等の交付手数料について、電子情報処理組織を使用する方法により交付の申請を行う場合の金額を、100円減額するもの。
 - (3) 端末機で戸籍の謄本等の交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合で端末機による交付以外の交付を受けるときは、手数料の額を端末機による方法で交付を受ける場合の金額と同額とするもの。

(施行期日) 令和5年1月4日

議案第 156号 さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員給与課)

令和4年の市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 給料表の改定及び適用
- ・ 教職員の給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行い、令和4年4月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 157号 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例及びさいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課)

さいたま市大砂土ふれあいの里の中規模修繕工事の完了に伴い、一時的に移転していたさいたま市大砂土障害者デイサービスセンター及びさいたま市立大砂土放課後児童クラブがそれぞれ従前の場所に移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の改正
 - (1) さいたま市大砂土障害者デイサービスセンターの位置について、「盆栽町453番地」を「本郷町17番地7」に改めるもの。
 - (2) さいたま市立大砂土放課後児童クラブの位置について、「本郷町1番地」を「本郷町17番地7」に改めるもの。

(施行期日) (1)については令和5年3月1日、(2)については同年2月27日

議案第158号 さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道総務課)

下水道事業受益者負担金に係る負担区を新たに設定することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 負担区の追加
- ・ 第43負担区を追加するとともに、当該負担区域内の土地1平方メートル当たりの負担金額を810円とするもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

《一般議案》

議案第159号 さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事請負契約について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
28億5,986万8,000円
- 4 契約の相手方
佐伯・ユージェイ・カタヤマ特定共同企業体

議案第160号 さいたま市東楽園再整備事業建設（電気設備）工事請負契約について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市東楽園再整備事業建設（電気設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億4,003万2,000円
- 4 契約の相手方
万代・浦和特定共同企業体

議案第161号 さいたま市東楽園再整備事業建設（機械設備）工事請負契約について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市東楽園再整備事業建設（機械設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札

- 3 契約金額
10億3,440万4,800円
- 4 契約の相手方
サイエイ・埼玉ヤマト特定共同企業体

議案第162号 さいたま市東楽園再整備事業建設（土木）工事請負契約について
（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市東楽園再整備事業建設（土木）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億4,267万4,000円
- 4 契約の相手方
中央・埼玉ダンプ特定共同企業体

議案第163号 ナックファイブスタジアム大宮大型映像装置改修工事請負契約について
（所管課所・都市局みどり公園推進部都市公園課）

（内容）

- 1 契約の目的
ナックファイブスタジアム大宮大型映像装置改修工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
4億5,303万5,000円
- 4 契約の相手方
積田・大塚特定共同企業体

議案第164号 さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について
（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億7,629万円
- 4 契約の相手方
田中・スミダ特定共同企業体

議案第165号 議決事項の一部変更について（一般国道463号越谷浦和バイパスIランプ橋上部工事請負契約）

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

令和2年9月議会において議決を得た一般国道463号越谷浦和バイパスIランプ橋上部工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じた等のため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
ユーディケー・日清建設特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	7億9,618万円
変更後	8億7,203万6,000円

議案第166号 議決事項の一部変更について（道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事請負契約）

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

令和元年9月議会において議決を得た道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事請負契約（令和3年12月（11月繰上げ）議会において議決を得て一部変更）の一部変更について、工事の進捗に伴い躯体部のひび割れを抑制する対策として必要な追加工事が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
三井住友建設・斎藤工業・伊田テクノス特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	36億7,489万1,000円
変更後	37億2,671万2,000円

議案第167号 議決事項の一部変更について（さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和2年12月（11月繰上げ）議会において議決を得たさいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約について、外壁の劣化部が当初見込んでいたより多いことが判明し必要な追加工事が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	5億4,615万円
変更後	5億5,536万8,000円

議案第168号 議決事項の一部変更について（見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課）

令和3年6月議会において議決を得た見沼通船堀（西縁）再整備工事請負契約（令和3年12月（11月繰上げ）議会において議決を得て一部変更）の一部変更について、地盤が想定より弱いことが判明し施工方法を変更する必要がある等のため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
内田・新研特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億2,363万1,000円
変更後	4億1,079万5,000円

議案第169号 指定管理者の指定について（さいたま市宇宙劇場）

（所管課所・教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館）

さいたま市宇宙劇場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 大宮区錦町682番地2
 - (2) 名称 さいたま市宇宙劇場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
 - (2) 名称 株式会社五藤光学研究所
 - (3) 代表者 代表取締役 五藤 信隆
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第170号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき））

（所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課）

さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設

所在地	名称
岩槻区大字黒谷1135番地2	槻の木
岩槻区大字黒谷1282番地1	第2やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 荒井 康博

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第171号 指定管理者の指定について（さいたま市子ども家庭総合センター）

（所管課所・子ども未来局子ども家庭総合センター総務課）

さいたま市子ども家庭総合センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 浦和区上木崎4丁目4番10号
- (2) 名称 さいたま市子ども家庭総合センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区常盤5丁目2番18号
- (2) 名称 アイル・オーエンスグループ
- (3) 代表者 アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 町田 哲雄

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第172号 指定管理者の指定について（さいたま市児童養護施設カルテット）

（所管課所・子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課）

さいたま市児童養護施設カルテットの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 桜区大字下大久保1542番地4
- (2) 名称 さいたま市児童養護施設カルテット

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区岸町4丁目23番14号
- (2) 名称 社会福祉法人スマイルの仲間たち
- (3) 代表者 理事長 中村 美恵子

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第173号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザノース）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市地域中核施設プラザノースの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 北区宮原町1丁目852番地1
 - (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザノース
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都港区芝3丁目23番1号
 - (2) 名称 J&I 共同事業体
 - (3) 代表者 株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役 古野 浩樹
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第174号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和駒場体育館）

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

さいたま市浦和駒場体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 浦和区駒場2丁目5番6号
 - (2) 名称 さいたま市浦和駒場体育館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号
 - (2) 名称 さいたまスポーツ振興まちづくりパートナーズ
 - (3) 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第175号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮体育館）

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

さいたま市大宮体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 見沼区大和田町1丁目305番地
 - (2) 名称 さいたま市大宮体育館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
 - (2) 名称 さいたまスポーツアソシエイトJV
 - (3) 代表者 シンコーススポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第176号 指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市与野体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 中央区下落合5丁目8番10号
- (2) 名称 さいたま市与野体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号
- (2) 名称 さいたまスポーツのまち創造共同体

- (3) 代表者 株式会社ダンロップスポーツウェルネス 代表取締役社長 田畑 晃

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第177号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区下町1丁目51番地
- (2) 名称 埼玉シミズ・レッズランド共同事業体
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 太郎

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第178号 指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市記念総合体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号
- (2) 名称 スポーツのまち さいたまパートナーズ
- (3) 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第179号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮武道館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市大宮武道館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 見沼区堀崎町12番地36
 - (2) 名称 さいたま市大宮武道館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 浦和区岸町7丁目12番4号
 - (2) 名称 サイオー・さいたまスポーツコミッション共同事業体
 - (3) 代表者 株式会社サイオー 代表取締役 橋本 一憲
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第180号 指定管理者の指定について（さいたま市にぎわい交流館いわつき）

（所管課所・経済局商工観光部経済政策課）

さいたま市にぎわい交流館いわつきの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 岩槻区本町6丁目1番2号
 - (2) 名称 さいたま市にぎわい交流館いわつき
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル8階さいたま商工会議所内
 - (2) 名称 さいたま市にぎわい交流館いわつき管理・運営共同事業体
 - (3) 代表者 さいたま商工会議所 会頭 池田 一義
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第181号 当せん金付証票の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

令和5年度における当せん金付証票（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第182号 埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

埼玉県道路公社が料金を徴収している新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて同意するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第183号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	2 路線
開 発	1 0 路線
合 計	1 2 路線

議案第184号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	3 路線
開 発	0 路線
合 計	3 路線

《人事議案》

議案第185号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
金子 正年	再任

議案第186号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
高橋 清子	再任

議案第187号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
田口 ゆり子	再任

議案第188号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
肥留間 美城	再任

議案第189号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
山崎 昭子	再任

議案第190号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
吉野 勝則	再任

議案第191号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
町田 育弥	新任